

**剪定枝など(切った枝や落葉、草)を出す日が
平成31年4月から「燃やすごみ」の日に変わります**

【変更前】

**有害危険ごみ
(月2回 収集)**

平成31年
4月から

【変更後】

**燃やすごみ
(週2回 収集)**

剪定枝などの出し方



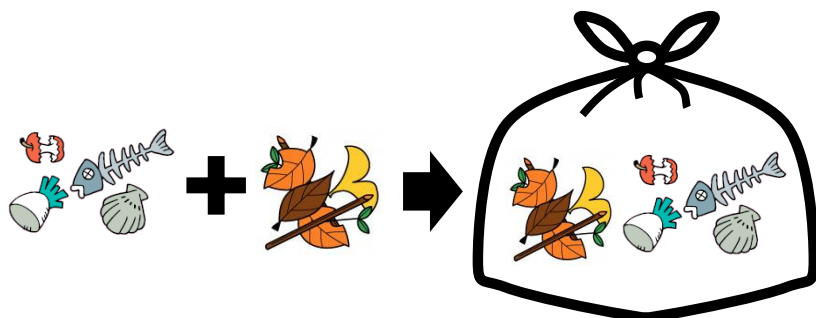
【剪定枝】

角材などと同様に、太さ10cm以下、長さ50cm以下の枝をひもで束ねて、1回に3束程度までを目安に集積所に出してください。



【落ち葉や草等】

土をよく落としてから、透明か半透明のビニール袋に入れて集積所に出してください。(集積所に出す場合には、生ごみなどのほかの燃やすごみと一緒に袋に入れられます。)



ご注意ください!

※剪定枝などを直接持ち込む場合は、森のまちエコセンターのみで受け付けます。(クリーンセンターへ剪定枝などを直接持ち込むことはできません。)

※森のまちエコセンターへ剪定枝などを直接持ち込む場合は、ほかの燃やすごみと混ぜることはできません。

※燃やすごみの収集量が増えるため、収集時間が遅くなる場合があります。

お問い合わせ

- ・クリーンセンター
- ・森のまちエコセンター

04-7157-7411

04-7154-5736(剪定枝の持ち込み先)